

被害者参加制度及び損害賠償命令制度導入に反対する会長声明

1 平成19年3月13日、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が、国会に上程された。被害者の権利利益の一層の保護を図るといふ本法案の目的自体は、正当であり、何ら異議はない。しかしながら、本法案に含まれる前記被害者参加制度及び損害賠償命令制度には、以下に述べるような重大な問題がある。

2 被害者参加制度の問題点

要綱案によれば、被害者参加制度とは、故意の犯罪行為によって人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘拐及び人身売買の罪等について、被害者や遺族（以下、被害者等という）に参加人としての法的地位を与えて、一定の場合に被告人質問や情状証人に対する尋問ができるとし、独自に求刑を含む意見陳述を認める制度である。

本件制度の対象となる重大事件の被害者等は、被告人に対し激しい処罰感情や復讐心を抱いている場合が多い。そのこと自体は当然であり、そのような感情を刑事訴訟手続において全く無視することは相当ではない。しかしながら、被害者等の感情や意見を反映することと、被害者等を参加人として法廷に参加することは全く別のことである。被害者等の意見を反映させることは、現行制度のもとでも、被害者等の証人尋問、意見陳述等によって可能である。これを超えて、本来、検察官に属する訴追権限の一部である被告人質問権や情状証人に対する反対尋問権、求刑の権限を被害者等にも分与することは、刑事訴訟制度の本質にも反する。

刑事訴訟の法廷の場は、あくまで、当該被告人が合理的疑いを容れる余地なく有罪であることが立証されているか、仮に立証されたとして、応報的観点、教育的観点など様々な事情を考慮したうえで、いかなる刑罰がもっとも妥当かについて、冷静かつ客観的に判断されるべき場所である。被害者の感情は、刑事訴訟の

法廷ではなく、公費による弁護士選任等の被害者支援体制を充実させることで解消されるべきである。

しかも、法廷の場では、被告人の防御上、被害者の落ち度を指摘したり、結果的に被害者等の感情を傷つけかねないような主張や反証活動をせざるを得ない場合もある。しかしながら、被害者等が参加している法廷では、被告人自身も、弁護人も萎縮してしまい、十分な防御活動ができなくなるおそれがある。特に、有罪であることに争いが無い事案にあっては示談交渉が重要な弁護活動の1つとなるが、示談交渉をするためには、被害者側の感情を逆撫ですることは回避しなければならない。ところが法廷においては、被害者の落ち度があったこともまた重要な弁護活動の1つとなるから、被害者の落ち度を指摘しないわけにはゆかない。このような被告人の防御活動や弁護人の弁護活動を、法廷に参加する被害者等が正しく理解できる心理状態にあるとは思えない。

さらに、通常、被害者等は被告人質問や情状証人尋問をするに際して必要な専門知識や技能を有していない。求刑についても、同種事案の量刑の知識もない。このような被害者等が、刑事訴訟の法廷で行うにふさわしい的確な被告人質問や情状証人尋問、求刑等ができるとは思えない。仮に、被害者自身が行える的確な内容の被告人質問、情状証人尋問、求刑等があるのであれば、あえて被害者自身によって行われる必要はなく、検察官が行えば十分である。

そもそも、わが国の訴追権者は検察官である。検察官が被告人質問、情状証人尋問、求刑等の訴追活動を行う一方で、被害者等が独自にこれらの訴追活動を行うというのは、後述する損害賠償命令制度と相まって、刑事訴訟制度と民事訴訟制度を混同させる危険があり、両訴訟制度の本来の目的を損なう可能性がある。

加えて、来るべき裁判員制度への影響も無視できない。被害者の尋問内容それ自体は証拠ではなく、当然ながら事実認定や量刑資料の資料になし得るものではないが、現実に法廷で、とくに感情を伴いつつ行われる被害者の尋問や求刑としてなされる発言を、心証形成の判断資料から排除するように一般の市民である裁

判員に求めることは著しく困難であり、ただでさえ負担感が懸念される裁判員に対し、ますます複雑で重い負担を課することになりかねない。

3 損害賠償命令制度の問題点

要綱案によれば、損害賠償命令制度とは、前記と同様の罪等にかかる被害者が、当該被告事件の係属する刑事裁判所に対し、弁論終結までに損害賠償命令の申立を求めることができるという制度である。

しかしながら、この制度は、刑事事件の裁判所が、本来民事事件の訴訟資料に過ぎない損害賠償命令申立書を目にすることができるという点において、伝聞法則違反、予断排除の原則違反等の重大な違法のおそれがある。

さらに、実務的に最も懸念されるのは、被告人の防御活動、刑事弁護人の刑事弁護活動に及ぼす影響である。すなわち、損害賠償命令制度対象の刑事事件において、犯罪の成立に争いのない事案にあつては、示談成立が1つの重要な防御活動ないし刑事弁護活動になる。被害者と円満な示談を成立させるためには、被害者の落ち度を指摘することは極力避けたいところである。ところが、刑事裁判所が、刑事事件の審理結果をもとに、損害賠償命令申立に対して判断するということになれば、被告人ないし弁護人は、被害者の落ち度を指摘しなければ、重要な争点である過失相殺や被害者側の落ち度について十分な反論や反証ができない。被告人や弁護人は、被害者の感情を害することなく、被害者の落ち度を指摘しなければならぬという困難な対応を迫られる。

そもそも、被告人を処罰するか否か、処罰するとしてどの程度の処罰が相当かということ審理する刑事裁判と、被告人の加害行為によって被害者にどの程度の損害が発生しているかを審理する民事裁判とは、本質的に全く別の裁判である。刑事事件の延長線上で損害賠償額を決めるというこの制度は、損害の公平な分担という、わが国の民法上の損害賠償制度を、事実上、懲罰的損害賠償制度のようなものに変えてしまいかねない。

もっとも、この制度には、損害賠償を命じる裁判に対し、異議の申し立てを行

うことによって通常訴訟に移行する道が残されており、一見すると、損害賠償請求に関し、通常の民事訴訟で解決を図る場が保障されているように見える。しかしながら、損害賠償を命じる裁判は、刑事事件の判決言い渡し後になされる。この間、懲役の実刑が確定することもあるし、刑事事件が控訴審に係属することもある。このような場合に、被告人ないし弁護人が、刑事事件判決後の損害賠償の審理に対し、十分な防御をすることは極めて困難である。

- 4 よって、被害者参加制度及び損害賠償命令制度には重大な問題があり、これらを含む本法案に対しては、強く反対せざるを得ない。

平成19年4月18日

茨城県弁護士会 会長 足立勇人